

## 10 月から社会保険の加入対象者が拡大します！

### ◆大企業のパート労働者にも適用へ

今年 10 月から、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象者が広がります。

現在は、一般的に週 30 時間以上働く人が社会保険の加入対象となっていますが、10 月からは従業員 501 人以上の企業において週 20 時間以上働く人などにも対象が拡大されます。

なお、平成 31 年以降は従業員 500 人以下の事業所も適用予定です。

### ◆加入・適用のメリットは？

- (1) 将来もらえる年金が増える。
- (2) 障害がある状態になり日常生活を送ることが困難になった場合なども、より多くの年金がもらえる。
- (3) 医療保険（健康保険）の給付も充実する。
- (4) 自身で国民年金保険料・国民健康保険料を支払っている場合は現状より保険料が安くなることもある。

### ◆新たに加入することになる対象者とは？

- (1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 月額賃金が 88,000 円以上（年収 106 万円以上／残業代や交通費などは含まない）
- (3) 継続して 1 年以上雇用されることが見込まれている

### ◆助成金の活用も視野に

社会保険の適用拡大は、従業員だけでなく事業主の負担も増えることとなります。

したがって、仕事内容を見直したり、人員削減や配置換えを考えたりする必要が出てくるケースもありますが、それと並行して助成金の活用も視野に入れるとよいでしょう。

平成 28 年 4 月から、キャリアアップ助成金が拡充されています。従業員の所定労働時間を「週 25 時間未満」から「週 30 時間以上」に延長し、厚生年金保険などの被用者保険を適用した事業主に対し、労働者 1 人あたり 20 万円（大企業は 15 万円）が助成されます。

なお、10 月以降は、労働者の所定労働時間を 5 時間以上延長し、厚生年金保険などの適用対象とした場合に助成（助成額は同額）されます。